

第10期

第2回 鳥取市校区審議会 日程

日時 平成21年10月19日(月) 午後2時～
場所 鳥取市役所本庁舎 4階第3会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報 告
 - (1) 第1回会議概要
 - (2) 中心市街地の活性化事業ほか
- 4 議事録署名委員の選任
- 5 議 事
 - (1) 適正規模について
 - (2) 次回開催期日について
 - (3) その他
- 6 閉 会

第2回 鳥取市校区審議会出席者名簿

(順序不同:敬称略)

区 分	氏 名	所 属	備考
校区審議会委員	わたなべ あきお 渡部 昭男	公募	会長
校区審議会委員	おおた ただしげ 太田 忠誠	公募	
校区審議会委員	たにもと ゆみこ 谷本 由美子	公募	
校区審議会委員	まえた たきお 前田 多喜男	公募	
校区審議会委員	ありもと きみお 有本 喜美男	公募	
校区審議会委員	たけやす てつや 武安 哲也	公募	
校区審議会委員	いわさき けんいち 岩崎 憲一	学識	副会長
校区審議会委員	たまた ひろこ 瀧田 紘子	学識	
校区審議会委員	わたなべ かんじろう 渡辺 勘治郎	学識(鳥取市自治連合会)	
校区審議会委員	よこやま たかお 横山 隆雄	学識(鳥取市小学校PTA連合会)	
校区審議会委員	やぶね あきひと 藪根 彰人	学識(鳥取市中学校PTA連合会)	
校区審議会委員	ふじい たけし 藤井 健	学識(鳥取市小学校校長会)	
校区審議会委員	かとう りん 加藤 研	学識(鳥取市中学校校長会)	
アドバイザー	さわ こういち 澤 弘一	(財)とっとり地域連携・総合研究センター	
教育委員会事務局	はしもと よしただ 橋本 佳忠	次長兼学校教育課長	
同	なかうじ あきと 中宇地 昭人	学校教育課 参事	
同	かみたに やすひろ 神谷 康弘	学校教育課 課長補佐	
同	はしもと ひろゆき 橋本 浩之	学校教育課 主査	

○鳥取市校区審議会条例

昭和 39 年 10 月 19 日
鳥取市条例第 40 号

(設置)

第 1 条 教育委員会の諮問に応じ、鳥取市立小学校及び中学校の校区に関する事項を調査及び審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鳥取市校区審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募による者

(本条…全部改正〔平成 18 年条例 64 号〕、2 項…全部改正〔平成 20 年条例 42 号〕)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(1・3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 3 日条例第 64 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 24 日条例第 42 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 26 条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 26 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

第10期 第1回鳥取市校区審議会（概要）

1 日 時 平成21年8月24日(月) 午後3時～4時45分

2 会 場 鳥取市役所第2庁舎5階 会議室

3 出席者 委員 渡部会長外10名
澤アドバイザー
事務局 教育長他6名

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 辞令交付（机上に配布）
- (3) 教育長あいさつ
- (4) 委員及びアドバイザー紹介
- (5) 事務局職員自己紹介
- (6) 会長・副会長選出
- (7) 会長・副会長就任あいさつ
- (8) 諮問
- (9) 議事録署名委員の選任
- (10) 議事
- (11) 閉会

5 会議の経過

- (1) 会長・副会長選出
会長：渡部昭男委員、副会長：岩崎憲一委員に決定
- (2) 諮問
山口教育委員長職務代理者より渡部会長へ諮問書を手渡す
- (3) 議事録署名委員の選任
太田忠誠委員、谷本由美子委員を選任
- (4) 議事
 - ①過去の校区審議会の経過を報告
 - ②校区再編基本構想について説明
 - ③後期校区再編検討計画を説明
 - ④審議会の審議計画を説明
 - ⑤第2回審議会の開催期日を決定

「適正規模関連法令（抜粋）」

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、**12学級以上18学級以下を標準**とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、**中学校に準用する**。この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と、・・・・・・・・読み替えるものとする。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号 の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数が**おおむね十二学級から十八学級まで**であること。
- 二 通学距離が、小学校にあっては**おおむね四キロメートル以内**、中学校にあっては**おおむね六キロメートル以内**であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。